

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「ウィッツ基本理念」とCSR(Corporate Social Responsibility)方針「情報技術の活用により、人々の豊かな社会生活を持続的に維持・実現するための活動方針」のもと、常に半歩先の技術で人々の生活を豊かにするよう努力してまいりました。

すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと認識し、整備を進めております。この考え方にに基づき、透明で健全性の高い企業経営を目指し、コンプライアンスの徹底を経営の基本と位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使制度】

現在、当社の機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、議決権電子行使環境の整備は実施しておりません。今後につきましては、株主の属性の変化を踏まえて、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備の一環として検討いたします。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

現在、当社の海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、英語での情報開示は行っておりません。今後につきましては、海外投資家等の比率等を考慮し合理的な範囲での英語での開示・提供を検討いたします。

【補充原則4-1-2 株主への中期経営計画の説明と分析】

現在、当社では中期経営計画を公表しておりませんが、取締役会で計画の承認、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っております。株主、投資家の皆様に、当社の経営環境や財務状況を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、対処すべき課題を明確に公表するとともに、事業年度毎の業績等の見通しを公表することとしております。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者の後継者の計画】

CEOの後継者を育成することは重要な経営課題であると認識しており、後継者計画の策定に向け検討していきます。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は現在、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言をいただくために社外取締役を3名選任しており、内1名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届出をしております。今後独立社外取締役を選任し、独立社外取締役を2名体制とする予定です。

【補充原則4-8-1 社外者のみの会合】

当社は、1名の独立取締役がおりますが、社外取締役を含むすべての取締役の間で情報の交換・共有を行っており、取締役会では取締役全員が積極的に議論に参加できるように努めております。

【補充原則4-8-2 「筆頭独立社外取締役」の決定】

当社は、1名の独立社外取締役が取締役との対話を効果的に行っており、現時点では筆頭独立社外取締役を決定する必要性はないと考えております。

【補充原則4-10-1 独立社外取締役の取締役の指名、報酬への関与】

当社は現在、取締役の指名・報酬などの重要な事項に係る独立した任意の諮問委員会は設置しておりませんが、取締役の指名・報酬について取締役会で審議を行うに先立ち、代表取締役は独立社外取締役と十分な意見交換を行い適切な助言を得ております。また、指名・報酬委員会の設置に向けて現在準備を進めております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、各事業分野に精通した取締役5名、情報科学分野の専門家としての豊富な経験を有する独立社外取締役1名、企業経営者として十分な知見を有する社外取締役2名で構成されております。現状の役員構成でも問題は無いものと考えておりますが、現在の取締役は男性かつ日本人となっておりますので、ジェンダーや国際性の面で多様性の確保については引き続き検討してまいります。

監査役会は、常勤社外監査役1名と社外監査役3名で構成されており、内2名を独立役員に指定しております。また監査役は、適切な経験や専門的な見識、財務・会計・法務の知識を有する人材を選任しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っていませんが、取締役会を原則月1回開催しており、その出席率は良好であり、資料を事前配布するとともに、十分な審議時間を確保し、適時・適切に審議・運営しています。また、重要な経営課題は経営会議等で事前審議することにより取締役会の議論の実効性が高まっているものと評価しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、投資株式のうち保有目的が純投資

目的以外の目的であるものをいわゆる政策保有株式とみなし、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合に限り保有する方針としております。

保有株式については、毎年取締役会において、保有目的、保有に伴うリターンやリスク等を総合的に勘案の上、保有の適否を検証しております。なお、保有の妥当性がないと判断した株式については、売却を行うなどの縮減を図ります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が役員及び主要株主等関連当事者との取引を行う場合には、当該関連当事者間の取引が当社や当社の株主共同の利益を害することのないよう、予め取締役会による承認を要するものとしております。また、全ての役員に対して、毎月の定例取締役会にて、関連当事者間の取引の状況について確認しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、特定の企業年金基金に加入しておりませんが、従業員の資産形成のため確定拠出年金制度(401k)を導入しています。運用商品の選定等、制度に関する情報を従業員に対し定期的に提供しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 当社ホームページ(CSR情報、投資家向け説明資料)及び有価証券報告書に掲載しております。

() コーポレート・ガバナンスの基本方針をコーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

() 取締役の報酬は、当社業績並びに各取締役の役位、職務内容及び業績等をもとにして株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会により一任された代表取締役が社外取締役と協議の上決定しております。監査役の報酬は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査役会にて決定しております。

() 取締役候補者は、当社を取り巻く経営環境に鑑みて取締役会に求められる知識や経験を取締役会全体として充足するよう配慮したうえで、取締役会による業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に貢献すると判断される人財を選定しております。社外取締役候補者については会社法上の資格要件及び当社が制定する独立性の判断基準も勘案し、選定しております。取締役の指名にあたっては、取締役会にて審議をおこない、決定しております。

監査役候補者は、人格や見識等普遍的に求められる個々の資質や、役割・責務を十分に果たすことができる経験や能力等バランスを考慮して選定しております。

監査役の指名にあたっては、監査役会の同意を経て取締役会にて決定しております。

経営幹部候補者は、能力・経験・人格・見識などを勘案し、当社の企業理念を十分に理解し、実践できる人財か否かを総合的に勘案し選定しております。経営幹部候補者の選任にあたっては取締役会にて審議の上決定しております。

なお、解任にあたっては、役員及び経営幹部が上記の選任基準から逸脱する状況に置かれ、かつ客観的に解任が相当と判断される場合には独立社外取締役及び独立社外監査役が出席する取締役会にて十分審議を尽くした上で決議することとしております。

() 取締役、監査役の選任・指名については株主総会招集通知に各候補者の経歴を示し、社外取締役についてはその選任理由を株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(経営陣に対する委任の範囲)】

当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規程に定め、法令・定款・取締役会規程に従って運営しております。また、法令や社内規定で定められた重要事項以外の業務執行の決定については経営陣に委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は独立役員について、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性の判断基準等を参考として、経歴及び当社との関係から一般株主と利益相反が生じるおそれのないと判断した人物を独立役員として選任することとしております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、規模等、取締役選任に関する方針・手続き】

取締役会の全体としての知識・経験・能力、多様性及び規模が当社の持続的成長と企業価値向上の観点から最適となるよう、取締役候補者の選任に際しては、人格、見識、経歴等から今後の経営課題解決や当社の企業価値向上に資すると考えられる者を選出しています。また、社外取締役を3名登用することで、取締役会のバランスに十分配慮しております。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任の状況】

全ての役員の兼任状況については、合理的かつ職務の遂行に支障のない範囲であると判断しております。なお、各役員の上場会社を含む重要な兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しています。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役に対して、それぞれの役割と責務を果たすために必要なトレーニングの機会を提供し、費用の支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 株主との対話の統括者選任

株主との対話は総務部が担当しており、株主との対話全般について、情報取扱責任者である担当取締役が統括しています。

(2) 対話を補助する各部署の連携

総務部、開発部門執行役員で連携し、適切な対応を行うよう努めています。

(3) 個別面談以外の取組

投資家説明会等のIR活動の他、正確な情報を公平に提供するために当社ホームページに各種情報を掲載しております。

(4) 株主意見の経営陣・取締役会へのフィードバック方策

IR活動を通じて収集した有用なご意見やご要望については経営陣・取締役会へフィードバックを行い、企業価値向上に役立てております。

(5) 対話とインサイダー情報管理

「内部情報管理及びインサイダー取引防止規程」に基づき、インサイダー情報の管理を徹底しています。

また、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、「適時開示規程」に基づき、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としており、決算に関する質問への回答やコメントを原則として差し控えることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社Office Hat	780,000	19.24
株式会社SNA	700,000	17.26
アイシン精機株式会社	300,000	7.40
オークマ株式会社	300,000	7.40
森川 聡久	240,000	5.92
大西 秀一	240,000	5.92
武田 英幸	240,000	5.92
ヴィッツ従業員持株会	113,300	2.79
服部 博行	100,000	2.46
脇田 周爾	100,000	2.46

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

前記「2. 資本構成」につきましては、2020年2月29日時点の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	8 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
領木正人	他の会社の出身者								○			
中本幸一	学者											
植中裕史	他の会社の出身者					○						

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
領木正人		同氏はオークマ株式会社において専務取締役であります。同社は当社の販売先となっております。	同氏はオークマ株式会社において企業経営者としての豊富な経験と当社の属する業界に関する専門的な識見を有しており、経営全般の監督と有効な助言を期待し、社外取締役として選任しております。
中本幸一	○	—	同氏は兵庫県立大学大学院の教授及び名古屋大学大学院の特任教授であり、当社が扱う情報科学分野の専門家として長年の経験と知見を有しております。その経験と知見に基づく当社事業に対する適切な助言を期待し、社外取締役として選任しております。また、同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれなく、独立役員として適格であると判断しております。

植中裕史		同氏はアイシン精機株式会社において執行役員であります。同社は当社の主要な販売先となっております。	同氏はアイシン精機株式会社において企業経営者としての豊富な経験と当社の属する業界に関する専門的な識見を有しており、経営全般の監督と有効な助言を期待し、社外取締役として選任しております。
------	--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査責任者は、日ごろから情報を共有し連携をとりながら、効果的かつ効率的な監査を進めております。また、監査役及び内部監査責任者は、定期的に会計監査人と面談し、また必要に応じて随時意見交換及び指摘事項の改善状況の確認を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
成田晴哉	他の会社の出身者													
金子裕市	他の会社の出身者							○						
上田政博	他の会社の出身者													
東幸哉	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

成田晴哉	○	—	同氏は金融機関での長年の経験と事業会社において経営に携わられたことから、財務、経理及び経営全般の監査における有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。また、同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
金子裕市		同氏はアイシン精機株式会社の業務執行者であります。同社は当社の主要な販売先となっております。	同氏はアイシン精機株式会社において総合企画部部長を務めており、経営補佐及び当社の属する業界における専門的な識見を有しております。その識見に基づく当社事業に対する適切な監督を期待し、社外監査役として選任しております。
上田政博	○	同氏は過去においてトヨタ自動車株式会社及びアイシン精機株式会社の業務執行者、アイシン・コムクルーズ株式会社(現:アイシン・ソフトウェア株式会社)において代表取締役社長でありました。トヨタ自動車株式会社は当社の販売先、アイシン精機株式会社は当社の主要な販売先、アイシン・コムクルーズ株式会社(現:アイシン・ソフトウェア株式会社)は当社の販売先となっております。	同氏はトヨタ自動車株式会社及びアイシン精機株式会社において長年にわたり電子系技術開発に携わるとともに、アイシン・コムクルーズ株式会社(現:アイシン・ソフトウェア株式会社)において代表取締役を務めておりました。そのことから当社の属する業界における専門的な識見と経営全般に関する監査における有効な助言を期待し、社外取締役として選任しております。また、同氏は、当社の主要な販売先であるアイシン精機株式会社に勤務しておりましたが、退職後相当年数が経過しているため、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
東幸哉		同氏は過去においてパナソニック アドバンステクノロジー株式会社の代表取締役社長でありました。同社は当社の販売先であります。	同氏はパナソニック株式会社において長年にわたりソフトウェア開発に携わるとともに、同社の国内外の関連会社において代表取締役社長等を歴任しております。そのことから当社の属する業界における専門的な識見と経営全般に関する監査における有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員について、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性の判断基準等を参考として、経歴及び当社との関係から一般株主と利益相反が生じるおそれのないと判断した人物を独立役員として選任することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上及び中長期的な企業価値向上等に対する意欲・士気の向上を図るため、ストックオプション制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上及び中長期的な企業価値向上等に対する意欲・士気の向上を図るため、ストックオプションの付与を行っております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、各取締役の担当業務及びその内容、経済情勢等を考慮し、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、総務部で行っております。取締役会の資料は、原則として取締役会事務局より事前配布し、社外取締役に対しては、取締役会事務局より重要会議の議事、結果を報告しております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役8名(うち社外取締役3名)で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b. 監査役会・監査役

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名および非常勤監査役3名で構成されており、4名が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役全員が、原則月1回開催の定時取締役会に出席して意見を述べるほか、常勤監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査室および監査法人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者間によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

c. 役員報酬の決定方法等

取締役および監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役については株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会により一任された代表取締役が社外取締役と協議の上決定し、監査役の報酬については株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤など、業務分担の状況を考慮して、監査役会の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の社外取締役及び社外監査役を含む監査役は、取締役会、経営会議及びその他の重要会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類等の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査役は、内部監査及び会計監査人と定期的に会合を開催して情報の共有を行い、相互に連携を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案について十分にご検討いただく時間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は、多くの株主にご出席いただけるよう他社の株主総会の集中日を避けるとともに、ご出席いただきやすい場所を確保できるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の株主構成を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイト内に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在は不定期に実施しております。 前回は2019年8月期 第3四半期に実施いたしました。 今後は定期的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期及び第2四半期において決算説明会を実施いたしました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	四半期ごとの決算短信、四半期報告書、有価証券報告書を掲載しております。 また、決算情報以外の適時開示情報、決算説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、CSR(Corporate Social Responsibility)方針「情報技術の活用により、人々の豊かな社会生活を持続的に維持・実現するための活動方針」において、各ステークホルダーの立場を尊重するため、当社が取り組む内容を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR方針に則り、人々の豊かな生活の実現するため、先進的な技術を研究する企業を支援しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにおいて制定されている内容に基づき、適切な情報開示に取り組んでまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

【内部統制システムの整備の状況】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 取締役及び使用人(以下役職員という)の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動規範」を制定し、周知・徹底を図る。
- (2) 「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、役職員への周知・徹底を行う。
- (3) 役職員は「コンプライアンス管理規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
- (4) 「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する取組みについて統括するとともに、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
- (5) コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報窓口に関する規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努める。
- (6) 「内部監査規程」に基づき、社長直轄の内部監査室による内部監査を実施し、役職員の職務の執行が適切に行われているか検証する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- (1) 「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。
- (2) 不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「営業秘密管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。
- (3) 各法令及び証券取引所の定める諸規則等の要求に従い、会社情報を適時適切に開示する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) 当社の危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント・システムの構築に努める。
- (2) 「リスク管理委員会」を原則として年4回開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、必要に応じてリスクへの対策を検討・実施する。
- (3) 緊急事態発生の際には、社長は直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- (2) 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に従って、迅速な意思決定及び効率的な職務執行を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (1) 当社及び子会社(当社グループという)は、「経営理念」、「スローガン」、「行動規範」、「コンプライアンス管理規程」、「財務報告に係る内部統制の基本方針」等を共有する。
- (2) 子会社の管理に関する事項については、「関係会社管理規程」にこれを定め、子会社の業務の適正の確保に努める。
- (3) 当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社に対し、必要に応じて報告書の提出を求める。
- (4) 子会社に対する監査は、当社「監査役監査基準」及び「内部監査規程」に基づき、当社監査役及び内部監査室がこれを実施する。
- (5) 当社グループの役職員が、法令違反等の疑義のある行為等について所属会社または当社へ相談・通報する仕組みとして内部通報窓口を設置する。当社グループの役職員が通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。
- (6) 子会社には当社の取締役及び監査役を派遣し、経営を把握し業務の適正化を監視する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号及び第2号)

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役の意見、関係者の意見を十分考慮して、適切な使用人を配置するものとする。
- (2) 当該使用人の人事評価・異動については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制等

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 当社グループの役職員は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告する。また、当社グループの役職員が監査役に報告等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。
- (2) 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- (3) 内部監査室は、監査役に内部監査の実施状況を随時報告する。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制等

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査室との連携が図れる環境の整備により、役職員との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。
- (2) 監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。
- (3) 監査役が、職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を適切に処理する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

(1) 当社及び子会社は、「行動規範」において、反社会的勢力とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処することを、役員及び従業員等に周知する。

(2) 「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行うこととする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会にとって秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる団体との関係について遮断し、被害を防止するため、以下のとおり基本方針を定めております。

(1) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、経営トップ以下組織全体として対応するとともに、対応する従業員の安全を確保するために体制を整備します。

(2) 当社は、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

(3) 当社は、反社会的勢力による不当請求に備えて、平素から警察、暴力追放団体、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築していきます。

(4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害が生じた場合には刑事事件として被害届の提出または告訴・告発をおこないます。

(5) 当社は、いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引、資金提供等は絶対に行いません。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

(1) 社内規程の整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(2) 対応統括部署および不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務部と定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。また、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放団体、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築しており、不当要求、組織暴力および犯罪行為については、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

(3) 反社会的勢力排除の対応方法

・新規取引先・役職員について

原則として、民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。

新規取引先との取引の開始時には、各種契約書などにおいて「反社会的勢力との関係がないことを確認する」体制とし、「関係を持った場合」の暴力団排除条項を明記することとしています。

また、役職員については、全員から、反社会的活動を行う特定の団体等との関係はないことの誓約書を受領しています。

・既存の取引先について

通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。

・既存取引先などが反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合、速やかに取引関係などを解消する体制をとっております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付いたします。



